

三、委員の数は七人乃至十一人とすること。  
四、委員の任期は四年とし二年毎に半数交代をすること。  
五、教育委員会の予算案編成及び予算執行の権限を確立すること。  
六、教員の人事については教員需給と調節、都道府県内の人事交流及び教員保  
給の貢坦關係等がう見て都道府県委員会がその任期を持つことを必要と  
する。但し地方の実情に即すべく、市正教育委員会の具申権はこれを認  
める。  
七、委員会の発足に当つて都道府県及市正に於て設置經營すべく学校に就け  
る。宜常に即すよう適當に措置すること。  
八、法律が成立してもその実施迄に適當の期間を置か十分啓蒙宣傳をすす  
めること。

六甲第二四号	起	昭和三年五月十日	施行昭和三年五月十日
内閣總理大臣	上奏昭和年月日	公布昭和年月日	
内閣官房長官	内閣事務官		
内閣官房次長			

西尾國務大臣	西	西尾國務大臣	西
一松國務大臣	仁	一松國務大臣	仁
鈴木國務大臣	義	鈴木國務大臣	義
木暮國務大臣	鑑	木暮國務大臣	鑑
本多國務大臣	竹田國務大臣	本多國務大臣	竹田國務大臣
第六司農大臣	伊藤	第六司農大臣	伊藤

別紙教育刷新委員会委員長報告  
一、文化財の保存について

(主として國宝等の保存問題)

右供覽

回付案

昭和二十三年五月十一日

内閣官房長官

大臣宛

教育刷新委員会委員長から文化財の  
保存について別紙のとおり報告書があつたから  
命令によつて通知します。

昭和二十三年五月八日

教育刷新委員会委員長 原



教育刷新委員会第六七回総会において右記事項を決議したのでこれを報告する。  
なおこの決議事項を速かに実現するよう取組らわれたい。

記

内閣官房大臣 舟井 均 聞

一 文化財の保存につき  
一 主として國宝等の保存問題 — (別紙)

文化財の保存について

一 主として國宝等の保存問題（昭和二十三年五月七日）

（第六七回総会採択）

文化財殊に國宝等の保存行政は、現在國宝保存法、重要美術品等の保存ニ関スル法律及び史蹟名勝天然紀念物保存法に基いて実施されているが、これらの保存状況は必ずしも完璧であるとは認められない。政府はこれら保存行政關係法令を改正して、保存に関する経費の増額、指定認定物件の課税対象からの除外及び公開・利用の方途を講じ、その完備を計ることを要望する。